

平成20年度第2回庁議 会議録

[日 時] 平成20年5月1日(木) 午後1時～午後3時20分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

- (1) 臨時議会提出議案について (関係部局)
- (2) 平成20年度重要事業及び懸案事項について (関係部局)
- (3) 平成20年度「創造の10年へ!5%の行政経営改革」について (関係部局)

3 連絡事項

- (1) 一課一改善運動について

1 市長あいさつ

おはようございます。

本日の議題にもありますが、臨時市議会が5月9日招集告示、5月16日招集されます。また、引き続き6月議会も始まりますので、遺漏のない対応をよろしく申し上げます。

また、本日は、重要事業及び懸案事項、そして、創造の10年へ!5%の行政経営改革と、重要な議題を審議しますので、よろしく申し上げます。

2 議 事

(1) 臨時議会提出議案について (関係部局)

市長 　　　　　　では、議事に入る。

　　　　　　　　　　まず、臨時議会提出議案について、総務部、企画部、建設部の順番で説明をお願いします。

<別添資料、臨時議会関係資料に沿って説明>

<総務部長>

総務部からは、報告第2号、報告第8号及び追加提出予定の人事議案について、ご説明する。

まず、報告第2号、専決処分の報告について。本件は、平成19年11月21日午前11時4分頃、研修のため松山市山越町の愛媛県女性総合センターへ移動中の公用車が、国道196号、松山

市鴨川一丁目2番11号地先路上において、駐車場から国道に進入した際、直進してきた相手方の軽自動車に接触し、双方の車両が損傷した交通事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものである。和解の内容としては、当事者との協議及び日本興亜損害保険株式会社の査定により、新居浜市は相手方に対し、車両の修理に要する費用9万3,000円のうち85%に相当する額7万9,050円を支払い、相手方は新居浜市に対し、公用車の修理に要する費用7万5,800円のうち15%に相当する額1万1,370円を支払いすることと決定し、平成20年3月27日、専決処分をしたので、報告するものである。なお、損害賠償額については、全額、日本興亜損害保険株式会社から、一般自動車総合保険により支払われる予定となっている。

次に、報告第8号、専決処分の報告について。本件は、平成20年2月25日午後2時30分頃、調査のため真光寺へ移動中の公用車が、横水町1番8号付近の駐車場において、進行方向を転換するため後進した際、停車中であつた軽自動車に接触し、車両を損傷させた事故に係る損害賠償の額を決定したものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び日本興亜損害保険株式会社の査定により、車両の修理に要する費用等10万1,125円と決定し、平成20年4月7日、専決処分をしたので、報告するものである。なお、損害賠償額については、全額、日本興亜損害保険株式会社から、一般自動車総合保険により支払われる予定となっている。

次に、追加提出予定の人事議案については、2件を予定している。

まず、新居浜港務局委員会の委員の任命について。新居浜港務局委員会の委員 井上要氏は平成20年3月31日をもって辞任したので、新たに委員を任命するについて、議会の同意を求めるものである。

次に、新居浜港務局の監事の任命については、新居浜港務局の監事 佐々木一英氏及び藤崎茂氏は、平成20年3月31日をもって辞任したので、新たに監事を任命するについて、議会の同意を求めるものである。

なお、平成20年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が、平成20年4月30日に衆議院において再可決され、同日公布、施行されたことから、新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたため、昨日であるが、平成20年4月30日に、新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、5月臨時議会提出議案に追加して報告し、承認を求めたいと考えている。

<企画部長>

企画部からは、報告第3号から報告第7号について、ご説明する。

報告第3号、専決処分した事件の承認については、平成19年度新居浜市一般会計補正予算(第7号)についてである。今回の補正の内容については、まず、歳入については、個人市民税が6,840万7千円の増、法人市民税が1億6,500万円の増、固定資産税が1億2,000万円の増である。地方交付税については、特別交付税の交付額が確定したことにより、1億3,815万6千円の増である。国庫支出金については、地方道路整備臨時交付金、これは西町中村線であるが、1,650万円の増である。寄附金については、住友金

属鉦山株式会社外1社からの寄附金7,100万円を増額するものである。市債については、合わせて4,150万円の減額ということで、歳入の合計は5億3,756万3千円と増額補正となっている。これに対する歳出については、財政調整基金へ2億9,000万円を、住友金属鉦山株式会社からの寄附金7,000万円を公共施設整備基金に積み立て措置し、また、公共下水道事業債の最終見込みが得られたこと等に伴い、繰出金を1億7,756万3千円追加するものである。

次に、報告第4号、専決処分した事件の承認については、平成19年度新居浜市平尾墓園事業特別会計補正予算(第1号)についてである。これは、当初予算時より1基許可が増えたということで、利子配当金を含め、44万4千円増額するもので、これに対する歳出については、基金積立てを行うというものである。

次に、報告第5号、専決処分した事件の承認については、平成19年度新居浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてである。今回の補正予算は市債の最終見込みが得られたことに伴い財源の補正等を行うもので、歳入、歳出とも573万7千円を減額するものである。

次に、報告第6号、専決処分した事件の承認については、平成19年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)についてである。今回の補正予算は介護サービス給付費等の組替えであり、介護予防サービスへの移行が見込みより伸びなかったことから、介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費を増減するといった内容である。

次に、報告第7号、専決処分した事件の承認については、平成20年度新居浜市一般会計補正予算(第1号)についてである。今回の補正予算は、新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合の解散に伴う清算金2,893万4千円を歳入として、歳出については、平成19年度中の光熱水費等の支払いに充て、残については財政調整基金に積み立てるというものである。

<建設部長>

報告第9号から報告第11号の専決処分の報告について、ご説明する。3件については、いずれも損害賠償の額の決定である。

まず、報告第9号、専決処分の報告について。本件は、平成20年2月12日午前10時30分頃、市道西原西の土居線・北新町3番27号地先路上において、小型自動車市営北新町団地へ入る際に、道路側溝上に敷設していたグレーチングを跳ね上げ、車両を損傷した事故に係る損害賠償の額を、当事者との協議及び全国市有物件災害共済会の査定により、車両の修理に要する費用9万7,070円を損害賠償の額と決定したものである。

次に、報告第10号、専決処分の報告について。本件は、平成20年3月31日午後7時20分頃、落神川堤防道路・松神子四丁目2番33号地先において、走行中の軽自動車の左前輪が舗装欠損箇所へ落ち、車両を損傷した事故に係る損害賠償の額を、当事者との協議により、車両の修理に要する費用6万7,263円を損害賠償の額と決定したものである。落神川堤防については、愛媛県管理であるが、市が管理を行うことにより、従前と同様、堤防道路を公の利用に供することができ、市民の通行の利便性が図られることから、今回の事故については、市として賠償を行うこととしたものである。

次に、報告第11号、専決処分の報告について。本件は、平成20年4月7日午後7時頃、市道

中須賀上原線・中萩町14番地先路上において、普通自動車が走行中に石積法面から路上に落ちていたと思われる大きな石に接触し、車両を損傷した事故に係る損害賠償の額を、当事者との協議及び全国市有物件災害共済会の査定により、車両の修理に要する費用2万8,149円を損害賠償の額と決定したものである。

報告第9号から報告第11号関係については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたものである。なお、報告第9号及び報告第11号については、全国市有物件災害共済会より全額支払われる予定となっている。

市長 以上が臨時議会の提出議案であるが、ご質問等はあるか。
ないようなら、臨時議会については、このような対応でお願いしたい。

(2) 平成20年度重要事業及び懸案事項について（関係部局）

市長 次の議題に移る。

平成20年度重要事業及び懸案事項について、説明をお願いします。新規項目、今後の指針を変更しようとする項目など、今回、特に報告が必要と考える項目について、3部局ずつでお願いします。まず、企画部、総務部、福祉部をお願いします。

<別添資料、平成20年度重要事業及び懸案事項関係資料に沿って説明>

<企画部長>

企画部は5項目の重要事業・懸案事項があるが、そのうち3項目について、ご説明する。

まず、西条地区工業用水道について。西条地区工業用水道事業の問題点は、契約給水量が計画給水量を大幅に下回っており、これにより、大幅な赤字が今後見込まれていることである。具体的には、契約率は25.8%に留まっており、毎年約10億の資金不足が発生している。このため、愛媛県の一般会計からの借入金も累積156億になっており、また、平成29年度までに約43億の資金不足が見込まれるということで、合わせて199億不足するといったような状況になっている。このようなことから、経営改善策を検討するため、西条地区工業用水道利用促進協議会がこれまで開かれており、今年度も4月に第1回協議会が開催されたところであるが、愛媛県と西条市の議論がかみ合わないといったこともあり、具体的な協議は進展していない状況である。こういった中で、県議会での知事の発言を受け、動きが出てくる可能性もあるが、そのあたりの動向を見極めながら、協議会での議論を継続していきたいと考えている。

次に、瀬戸・寿上水道問題について。この問題については、地元の理解と協力を得ながら、円満に解決を図ることを基本姿勢として、平成19年度においても市長を始め、特命担当の総務部長、水道局長らが中心となって、瀬戸・寿上水道組合長、あるいは瀬戸・寿連合自治会長と協議を重ね、協議の受け皿となる組織の設置に向けて取り組んできたところであるが、今だに実現には至ってなく、今後とも、この受け皿組織を設置していただけるよう働きかけを行い、一日も早く問題解決を図りたいと考えている。

最後に、駅周辺地区整備促進事業について。昨年度までは、駅周辺地区整備計画として挙げていたが、計画自体は完了したので、それについては廃止し、駅周辺地区整備促進事業として新規項目に挙げさせていただいた。今後の指針案としては、大きく3点掲げており、1点目は民間商業施設

の誘致で、駅西側において集客の核となる民間商業施設の誘致を図るため、所有者である住友化学・住友鉱山の協力を得ながら、市のコンセプトに合った事業者を選出することである。2点目は関連公共施設の整備ということで、駅周辺の一体化を図り、かつ使い易い駅となるよう、JR・国・県・市内関係部局との連絡を密にし、駐車場・駐輪場・自由通路等の公共施設の整備基本計画を策定するとともに、スケジュールや財源確保等の検討を行うものである。3点目は芸術文化施設建設の推進であり、芸術文化関係の各種団体や市民に対して、その規模や内容の説明を行い、合意をいただきながら、施設完成後の管理運営を円滑に図るための準備を行っていきたいと考えている。芸術文化施設については、芸術文化はもちろんのこと、産業遺産・太鼓台の展示等も含めて考えており、今後も市内関係部局の調整が重要であるのでご協力をお願いしたい。なお、この庁議終了後に、駅周辺整備計画についてご説明させていただく予定としているので、よろしくをお願いしたい。

<総務部長>

総務部の平成20年度重要事業及び懸案事項は、変更4件、新規2件の計6件である。

まず、自主防災組織の拡充、育成強化について。自主防災組織については、平成19年度、小学校区単位においては結成率100%を達成したが、今後は、単位自治会を基本単位とする組織を結成していくとともに、結成された自主防災組織の育成強化を図っていきたいと考えている。このため、引き続き、連合自治会を通じ、単位自治会を中心とした自主防災組織結成を積極的に推進するとともに、活動内容の充実、機能の強化等、育成強化を図るため、自主防災組織の活動内容を紹介する先進事例集の配布などを通じて、活動内容の充実に向け、訓練や学習会の実施を支援するとともに、県が主催する研修会等への参加呼びかけ、資機材整備についての自治総合センター等の助成制度について積極的な情報提供を行っていきたいと考えている。

次に、安全安心のまちづくり条例の制定について。平成19年度に条例制定に向けた具体的な検討を行い、平成20年度の条例制定を目標としていたが、国民保護計画の作成や自主防災組織育成モデル事業などのため、計画より遅れている。平成20年度は、引き続き、条例制定に向けて調査研究を続け、条例案の骨子を作成し、市内関係各課による検討を経て、市民の検討委員会を立ち上げ、審議をお願いする予定としている。平成21年度早期に条例を制定したいと考えている。

次に、新規項目である災害時要援護支援プランの策定について。自主防災組織の結成率は100%に達したが、これを有効に機能させ、災害時要援護者の安否確認や避難支援ができるまでには至っていない。このため、平成20年度から22年度までの3年間で市内全域の災害時要援護者避難支援プランの策定を進めていく。校区ごとに要援護者をリストに登録し、登録した要援護者には地域支援者を決定し、災害時における要援護者の安否確認や避難支援体制を構築する。平成20年度は角野、大生院、金栄、惣開、多喜浜、垣生、大島の7校区、平成21年度は金子、高津、神郷、船木、別子山の5校区、平成22年度は新居浜、宮西、若宮、浮島、中萩の5校区の予定としている。

次に、同じく新規項目である防災行政無線整備の検討について。防災行政無線は、別子山地域に固定系防災行政無線が整備されているが、老朽化が進み、更新が必要となっている。また、旧新居浜市地域には移動系の防災行政無線しかなく、災害時における市民への情報伝達が不十分な状況で

ある。このため、平成19年度に10か年実施計画及び新市建設計画に登載し、平成23年度末までに別子山地域の防災行政無線の更新及び旧新居浜市地域の拠点整備を実施する計画としている。現在、庁内の防災行政無線検討委員会において検討協議を進めているが、別子山支所と本庁の間の整備及び別子山地域の整備を優先した詳細計画を検討し、平成21年度の当初予算に基本設計及び本設計の予算を計上することとしている。なお、旧新居浜市地域全域については、その後、整備内容を検討協議していきたいと考えている。

次に、入札制度の改善について。競争性、公平性の確保及びコストの縮減、事務の効率化を一層推進するため、入札制度の改善に取り組んできた。特に、事後審査型の入札については、平成17年度に事後審査公募型指名競争入札として試行したが、平成18年8月から、事後審査公募型競争入札に変更し、設計金額3千万円以上、1億5千万円未満の工事を対象に、郵便による事後審査公募型競争入札を本格実施している。平成19年度は、限度額の3千万円超から1千万円超への引き下げを検討したが、入札制度等検討委員会における検討の結果、限度額については現行のとおりとし、要領を改正して、平成20年度から名称を事後審査型一般競争入札と変更し、正式に一般競争入札として実施することとしている。また、平成19年度には、新居浜市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領を定め、簡易型総合評価方式での入札を1件実施したが、平成20年度から、設計金額1千万円以上、3千万円未満の工事について、簡易型総合評価落札方式の実施拡大を図っていきたいと考えている。

最後に、財産台帳の整備について。財産台帳は、財産管理の基礎となるものであるが、平成12年3月に作成した紙ベースの新居浜市財産表が唯一の庁内共有の情報源となっている。このため、平成18年度以降、目標管理に掲げるとともに、平成19年度から重要事業として、財産表のデータベース化に取り組んできた。現在のところ、紙ベースの新居浜市財産表、資産税課の土地台帳、行政財産管理担当課の保有資料等の入力、照合、更新を終了し、データベースは完成している。今年度中に、庁内LANにおいて検索、照会できるシステムを構築し、財産台帳の整備を完了する予定としている。なお、今後の方向としては、今年度から建設部で取り組んでいる特殊建築物等の定期点検事業等、各課所保有データとのリンクや入力項目の増設を行い、アセットマネジメントに活用できるものにしたいと考えているが、これについては別途取り組んでいきたいと考えている。

<福祉部長>

まず、慈光園及び東新学園の建替えについて。慈光園については、これまで東新学園との複合施設として検討を進めてきたが、平成19年度の福祉のまちづくり審議会での報告を受け、単独施設として西滝グラウンドに建設することが決定され、平成20年度当初予算において、基本設計、実施設計等の予算が計上され、建設に向けて着手されたため、慈光園については重要事業及び懸案事項から削除したいと考えている。東新学園については、引き続き福祉のまちづくり審議会において審議をしていく予定である。なお、国の補助金の動向が先行き不透明なため、建設時期の見極めが必要となると考えている。

次に、保育所の民営化について。八雲保育園については、民間移管が円滑に進められているかその成果の検証のための第三者評価を実施する予定である。南沢津保育園については、三者懇談会、

共同引き継ぎ保育を実施し、円滑な民間移管を実施していきたいと考えている。

若水乳児園・若宮保育園の建替えについては、説明を省略する。

最後に、放課後児童クラブの建替えについて。基本的には方針は変わっていないが、19年度の動きとして、金子小学校PTAがアンケートを実施したところ、現在の中央児童センターで実施している放課後児童クラブを校内で実施したほうがいいのではないかというような意見がアンケートの中にあつたとのことである。ただ、そういう方向で意見が固まっているというわけではないが、このような動きがあるということについては、今後注視していきたいと考えている。今後の方針としては、70人以上の大規模クラブの国庫補助が廃止されていることから、大規模クラブの分離計画と既存施設の整備計画を立てて、順次新設、改築を行っていくというような方向で検討していきたいと考えている。

市長 総務部の災害時要援護支援プランについては、平成22年度で全校区で策定できるのか。

総務部長 そのとおりである。ただ、その後に、要援護者や地域支援者の管理、メンテナンスというようなものが、策定する以上の労力があると考えている。

市長 企画部。瀬戸・寿水道問題についてであるが、現在は総務部長と水道局長に特命でお願いしているが、相手側の組織設置を見ながら、庁内の組織というか、対応体制を作ってもらいたい。

企画部長 はい。

市長 福祉部。放課後児童クラブの件であるが、金子小学校PTAのアンケート結果では、小学校内で実施してほしいという回答が多かったのか。

福祉部長 アンケート結果では、小学校内での実施を8割程度の保護者が希望していると聞いている。

市長 他に、何か質問等あるか。

ないようなら、次の3部局、市民部、環境部、経済部、お願いします。

<市民部長>

市民部としては、4項目ある

まず、新居浜市まちづくり協働オフィスの利用促進について。その取組み内容としては管理表に記載しているとおりで、順調に推移している。19年度末の利用登録団体数は前年度末に比べて34団体増えており、これは、新規団体登録が継続しており、また、最近では新たな市民団体の誕生という特徴が見受けられるということである。今後の指針案としては、最下段に記載しているが、21年度の業務受託団体の企画提案公募を今年の秋に行う予定にしている。

次に、コミュニティFMによる市民参加と情報提供について。(株)ハートネットワークと協議を重ねているが、かい離の状態が続いている。今後も協議は続けていきたいと考えているが、今後の指針案の6点目に新たに追加しているとおりで、災害時や緊急時の情報伝達に特化してコミュニティFM以外の伝達手段を検討していきたいと考えている。

次に3番目の愛媛県人権対策協議会新居浜支部の機能回復について。昨年度は全く進展していないが、今後とも引き続き努力をしていきたいと考えている、

最後に、住宅新築資金等貸付金の償還推進について。現在の取組み状況としては、平成16～19年度と住宅新築資金等貸付事業償還事務担当者研修会議に参加する中で、法的措置前の回収事務を最大限履行することはもちろんのこと、法的措置についても先進地へ赴き実態調査をするとともに、県内の実態を把握するため県内事務担当者会議を本市が招集し、弁護士の同席を得て民法上の

問題点を把握中である。今度の指針案としては、償還推進体制を見直して納付指導を強めて行くとともに、法的措置をとるかどうかについては、県内事務担当者会議を今後も継続し、県内の対応状況の把握に努めながら、償還推進を図ってまいりたいと考えている。

<環境部長>

環境部から4項目説明する。

まず、浄化槽設置整備事業について。この事業は、昭和63年度から実施しており、平成19年度は49基、20年度は52基と、事業開始当初からは減少傾向にあるが、今後とも引き続き、公共下水道事業認可区域外について、浄化槽設置の促進を図り、公共下水道整備と併せての水洗化率の向上を目指していく。

次に、公害防止協定の見直しについて。前の庁議でもご説明したが、法基準が協定基準より厳しくなっていることもあり、今後これらを含めて、各企業、そして県と協議しながら今年度中に見直しを検討していきたいと考えている。

次に、ごみ有料化について。今年の12月には条例化を行い、21年10月からの実施に向けて、実施方法などの具体的な案を決定し、パブリックコメントの実施、そして、自治会、市民、議会に対しての説明を行ってまいりたいと考えている。

最後に、公共下水道事業（汚水施設）、浸水対策事業（雨水施設）について。平成18年度に認可区域を拡張し、未整備地域の角野、東田、船木等を重点に公共下水道汚水及び浸水対策の整備を促進していきたいと考えている。

<経済部長>

経済部は5項目の内、変更項目4件、新規項目1件である。さらなる企業立地の推進などの変更項目については現行の対応に合わせて変更をかけたものである。また、高齢化社会に対応した商店街づくりについては昨年と同様であるため、これら4項目については、説明を省略させていただく。

では、新規項目として追加している飲料水供給施設整備事業について、ご説明する。これは新市建設計画にも取り上げられている別子山地区の飲料水供給施設の整備事業である。新市建設計画においては、当初、簡易水道整備を計画していたが、水道法における簡易水道給水人口の基準をクリアできないこと、また、全世帯を賄える給水量を確保できる水源がないこと、そして、建設費が10億円以上かかるという費用対効果の問題もあることから、その代替策として、県条例水道規模の小規模水道施設を整備することとなっている。このことについては、新市建設計画後期計画において変更済みであり、また、別子山地区の住民の皆様の合意も得ている。このような状況の中で、今後の指針案としては、事業実施は平成22年～24年の3年間とし、平成21年度の基本設計実施に向けて、飲料水供給施設の施設規模を確定したいと考えている。そのため、本年度は、浄化方法や水道施設用地の選定、各水源の水量、水質の事前調査、研究を実施していきたいと考えているが、現在、これらについて費用がかかるのかどうか検討中であり、費用がかかるようなら企画財政会議等で財源確保を図り、承認を得て、円滑に事業推進を図ってまいりたいと考えている。

市長 何か、質問等あるか。

ないようなら、次の3部局、建設部、教育委員会、消防本部、お願いします。

<建設部長>

建設部は6項目あるが、本日は、用途地域及び特定用途制限地域の見直し、そして、新規項目である国領川緑地の再生整備の2項目について、ご説明する。

まず、用途地域及び特定用途制限地域の見直しについて。新居浜市都市計画マスタープランに基づき、一段階目として、今年度に、現在用途を指定している部分についての見直しを行う予定している。それから、第二段階目としては、既用途地域周辺部にある用途白地地域の用途地域への編入、これについては、県及び農林関係等との関係官庁との協議を行いながら、素案の作成、そして、都市計画変更の準備を進めるという形で考えている。新たな用途の指定については、その地域の都市計画税の課税、都市施設の整備など、いろいろな問題がある。そういう中では、関係部局との協議を行いながら、課税内容、合わせて指定地区内の納税者への説明をしていくというようなことが課題として残っており、この新たな用途指定については、平成21年度以降を予定している。

次に、新規項目の国領川緑地の再生整備について。昨年度と同様、今年度も、愛媛県との河川占用の事前協議を行っている。建設部としては、平成20年度の予算措置があることから、河川占用の事前協議が整った施設から、実施設計を行っていきたいと考えている。それから、昨年組織した国領川緑地利用者協議会、これは河川敷利用者の代表者からなる組織であるが、不法占用工作物の撤去をはじめとした河川敷の利便性向上と適正な利用につながる取り組みとして、今後も継続して開催していきたいと考えている。できれば、10月には何らかの説明ができるような形で進めたいと考えている。

<教育委員会事務局長>

教育委員会は、新規項目1件を含め6項目ある。本日は、教育施設・体育文化施設の整備促進と、新規項目の地域主導型公民館への移行について、ご説明する。

まず、教育施設・体育文化施設の整備促進について。金子公民館の建替えについては、まちづくり交付金対象事業に採択されたということで、10か年実施計画に搭載され、地域交流センターとして建設することとしている。平成20年度から3か年の計画で行い、本年度は測量・地質調査及び実施設計、21年度に建設、そして、22年度に既存公民館の取り壊しと駐車場の整備を行う予定している。

次に、新規項目の地域主導型公民館への移行について。公民館に求められている地域づくりの拠点としての機能を実現するというので、地域住民との連携や人材登用を図り、本年4月から、金子、惣開、若宮、泉川の4館が地域主導型公民館に移行している。これからの取り組みとしては、まず1点目として、移行した4館に対して社会教育課が支援していく。2点目として、公民館活動リーダー養成塾を開設して志縁人の育成、あるいは非常勤職員等に各種の研修を行う。3点目が、公民館館長会、公民館運営審議会、そして連合自治会等に地域主導型公民館に移行した状況等の説明、そして先発の4館の現状等の説明や情報提供を行い、これらを踏まえて、21年度以降、地域の気運が高まった地域から、地域主導型公民館へ移行を促進していきたいと考えている。平成23年度の第5次長期総合計画のスタートの年までには、すべての地域で、地域主導型公民館の運用開始を目指して取り組んでいきたいと考えている。

<消防長>

消防本部の重要事業及び懸案事項4項目の内、3項目についてご説明する。

はじめに、1番目の消防団の活性化について。ソフト面では、消防団活性化計画の早期策定を行うとともに、消防分団員や女性消防団員を積極的に活用して、自主防災組織の育成強化と全小中学

校で防災教育を側面から支援する。ハード面では、本年度から2カ年計画で高津分団詰所の建設を実施する。安全安心のまちづくりに果たす消防団の役割が大きくなっているため、ソフト・ハードの両面から消防団の活性化を図っていく。

次に2番目の、総合的な防災体制の強化について。消防広域化の対応に、重点的に取り組んでいく。本年6月に県より枠組み等を含めた消防広域化推進計画が示されることとなっているので、この推進計画に基づき、広域化後の消防の円滑な運営を確保するため、広域化の対象市町と連携協議を図りながら、広域消防運営計画の作成を進めていく。

最後に、3番目の専門職員の養成について。平成19年度から消防法令違反是正推進プロジェクトチームを立ち上げ、専門職の養成を図っているが、今後についても継続して取り組んでいく。また、昨年に引き続き、危険物行政や火災原因調査などの消防行政を推進する部門と、救急・救助や火災などの消防活動を実施する部門のそれぞれの所属長が、部下職員ひとり一人について、知識、技術修得のための指導を行い、能力開発に努めさせる。また、消防活動に必要な資格取得については、救急標準課程等の資格取得を昨年度より増員し、資格取得員の拡大を図り、消防体制の強化に努める。

市長 何か、質問等あるか。

建設部。道路整備については、道路特定財源の一般財源化が検討されており、そうになると、今後の道路整備に不透明なところがあるが。

建設部長 今回説明しなかったが、上部東西線についても、再検討する必要も考えられる。

市長 現在は、状況を見守ることしかできないが、今後、道路整備の説明については、この辺を踏まえて行っていただきたい。

では、重要事業及び懸案事項については、以上のとおり取り組んでいただきたい。

(3) 平成20年度「創造の10年へ! 5%の行政経営改革」について (関係部局)

市長 次の議題に移る。

創造の10年へ! 5%の行政経営改革について、本年度の各部局の取り組みについて、説明をお願いします。

<別添資料、5%の行政経営改革実施計画一覧表に沿って説明>

[企画部からの全体集計説明のみ議事録作成。部局ごとの説明省略]

<企画部長>

企画部の説明をする前に、まず全体像について、ご説明する。

事前に、「平成20年度 5%の行政経営改革実施計画一覧表」を配布しているが、これは、平成20年度から29年度までの10か年間分を集計したものである。歳出の合計としては、最下段の欄外に記載しているように、4億2,896万5千円の削減、歳入合計は9億2,520万円の増加となっている。そして、特殊要素としては、合計5億6,652万7千円となっている。特殊要素を除く歳出削減、歳入増加による効果は、右から2列目の最下段に記載している13億5,416万5千円となり、3月に策定した10か年財政計画の歳出総額と比較すると、0.47%といった数値となっている。また、10年間の財源不足は14億5,785万1千円とご報告させていただいたが、この計画どおりの経営改革が実行できると、財源不足は、この金額を差し引くと1億

368万6千円まで削減できることとなる。しかしながら、この額は財政調整基金、減債基金を全額取り崩して調整したうえでのものであり、また、この一覧表に出ている特殊要素、そして、これ以外にも、10か年実施計画未搭載となっている懸案事項もあることから、今後とも、庁内一丸となって、さらなる経営改革に努めていかなければならないという状況には変わりはない。

市長 他に何か質問等あるか。

総務部。歳入の2番の土地売却収入についてであるが、売却可能な土地は売って歳入増を図っていかなければならない。ところで、旧泉川公民館敷地は、何故売れないのだろうか。個人が買うには広すぎて、業者が買うには狭いのだろうか。

総務部長 2回公募をしたが、2回とも入札者がいなかった。業者に買ってもらい、業者に開発してもらおうしかないと考えている。

市長 今後の様子を見て、工夫をしてほしい。

副市長 福祉部は封筒を広告付きにし、無償提供を受けることで、歳出抑制を図っているが、全庁的には実施しないのか。

総務部長 先だって、福祉部からその封筒を見せてもらい、今年度の共通帳票の封筒からできないのかと総務課に検討してもらった。しかしながら、福祉部はかなり前から取り組んでいたのが今年度から実施できたが、時期的に、今から無償提供業者を募ったりしていると封筒が足りなくなるということで、来年度に向けて取り組むように指示している。

市長 当初予算を組んで、スタートしたばかりなので、大きく変わるはずはないと思う。しかしながら、新しい要素があれば、きちんと搭載して取り組んでいただきたい。歳入要素については不確定なものがあり、また、特殊要素は、それを実施すれば必ず歳出の増となる。本市の財政状況は一定の回復はしていると認識しているが、財政調整基金等を取り崩すという状態には変わりがない。また、第五次長期総合計画の内容によっては、まだまだ、実施しなければならない事業が出てくると予想されるので、効果効率的な取組みを常に忘れないようお願いしたい。

本日の議題は、以上である。

3 連絡事項

(1) 一課一改善運動について

市長 連絡事項に移る。

一課一改善運動について、私から説明をしたい。

<市長>

一課一改善運動については、行政改革大綱を推進していく手法として、平成14年度から実施をし、これまでの6年間で延べ376項目の取り組みがあった。その取り組み目標としては、簡素・効率といった視点のものが多く、具体的には、台帳等のデータベース化や検索機能の強化、事務対応マニュアルなどが中心となっている。それぞれ成果も上がっているが、全庁的には、出尽くした感があるのも事実ではないかと思っている。

そこで、今年度の一課一改善運動については、簡素・効率とか、迅速・丁寧というような視点に絞るということではなく、「高齢者の方に、親切でやさしい市役所づくり」というのを、テーマにしたいと思っている。

これについては、後期高齢者医療制度の導入や年金など、高齢者の方にとっては制度の大きな変化が起こっているし、それに伴って、市役所を訪れる高齢者の方も多くなっていると思う。これ以外にも、それぞれの各部局、各課所で、いろいろな制度や資料を作っているが、今のような高齢化社会を想定したようなものではなく、従来からの対応や資料になっているのではないかというようなことを切り口にして、各課所で取り組んでいただきたいと思っている。職員全員で、行政サービスの質を経常的に向上させていくということで、これが、意欲・満々につながるように、部局長の指導をお願いしたい。一つ一つの積み重ねが職員の意欲を高め、市民の皆様にも、それを感じていただけるような、通じるような取組みになるように、よろしくをお願いしたい。

内容については、庁議の終了後、通知を行うので、各課所において取組目標の設定、実施について、積極的な取り組みをお願いする。

市長 他に、連絡事項はないか。

 ないようなので、これで第2回庁議を終わる。